

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第9項	日本放送協会	評価額の1/2の額	770	318	73,471,757	724	4,891,519	78,365,088	
			減額後の課税標準額	539	48	44,758,302	237	3,290,891	48,050,017	
	第11項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	-	67	6,396,645	335	127,179	6,524,226	
			減額後の課税標準額	-	67	3,428,965	335	88,867	3,518,234	
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	30,100	2,472	7,242,877	7,275,449	
			減額後の課税標準額	-	-	20,061	2,059	4,900,489	4,922,609	
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	11,484	-	-	11,484	
			減額後の課税標準額	-	-	8,039	-	-	8,039	
			評価額の1/6の額	1,982	126	1,411,765	-	-	1,413,873	
			減額後の課税標準額	1,982	126	294,053	-	-	296,161	
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	33,054,331	-	67,124,211	100,178,542	
			減額後の課税標準額	-	-	23,137,553	-	46,986,947	70,124,500	
	第27項	水資源 開発機構	評価額の1/2の額	-	-	360	-	6,569	6,929	
			減額後の課税標準額	-	-	222	-	1,549	1,771	
	第29項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	3,456,389	-	12,707,128	16,163,517	
減額後の課税標準額			-	-	2,419,472	-	8,894,989	11,314,461		
第32項	自動車安全 運転センター	評価額の1/3の額	-	-	85,078	-	1,222,725	1,307,803		
		減額後の課税標準額	-	-	59,555	-	855,907	915,462		
第33項	郵便貯金・ 簡易生命保険 管理機構	評価額の1/2の額	-	-	506,273	-	-	506,273		
		減額後の課税標準額	-	-	343,154	-	-	343,154		
法 附 則 第 15 条	第9項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の1/2の額	-	-	15,192,765	-	-	15,192,765	
			減額後の課税標準額	-	-	10,634,933	-	-	10,634,933	
			評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
			評価額の3/5の額	-	-	22,023,089	-	-	22,023,089	
			減額後の課税標準額	-	-	15,427,129	-	-	15,427,129	
	第23項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	544,673	1,007	5,447,145	5,992,825	
			減額後の課税標準額	-	-	509,075	1,007	4,014,041	4,524,123	
	第33項	成田国際空港	評価額の3/4の額	-	-	-	-	208,147,581	208,147,581	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	145,424,998	145,424,998	
	第38項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
			評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	
	減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-		

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(全 国 計) (単位：千円)

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第 15 条	第 40 項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の 1/2 の額	-	-	284,149,300	3,768	357,485	284,510,553
			減額後の課税標準額	-	-	195,937,691	-	230,517	196,168,208
	第 43 項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の 1/2 の額	-	-	35,286	-	1,939	37,225
			減額後の課税標準額	-	-	15,289	-	1,338	16,627
	第 46 項	外資埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第 15 条の 2 第 2 項	三島特例	評価額の 1/2 の額	80	-	199,412	14,483	6,593,176	6,807,151	
		減額後の課税標準額	80	-	139,453	14,483	4,771,575	4,925,591	
法附則第 15 条の 3 第 1 項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の 3/5 の額	-	-	8,255,391	1,052,342	137,397,172	146,704,905	
		減額後の課税標準額	-	-	5,336,643	733,641	93,388,570	99,458,854	
		評価額の 3/10 の額	-	140	8,501,649	339	93,769,153	102,271,281	
		減額後の課税標準額	-	97	5,368,193	338	61,317,082	66,685,710	
平成 10 年改正法附則第 6 条第 9 項による旧法附則第 15 条第 19 項	指定法人等大規模外資埠頭	評価額の 1/2 の額	-	-	17,218,926	-	-	17,218,926	
		減額後の課税標準額	-	-	12,053,124	-	-	12,053,124	
平成 11 年改正法附則第 8 条第 8 項による旧法第 349 条の 3 第 27 項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の 1/6 の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
平成 18 年改正法附則第 13 条第 9 項による旧法第 349 条の 3 第 31 項	水資源開発機構	評価額の 1/6 の額	-	-	79,232	2,737	42,349	124,318	
		減額後の課税標準額	-	-	54,406	1,660	23,106	79,172	
平成 18 年改正法附則第 13 条第 18 項による旧法附則第 15 条第 18 項	外資埠頭公社の特定用途港湾施設 (H10.4.1 ~ H18.3.31 取得分)	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の 1/5 の額	-	-	1,131,750	-	-	1,131,750	
		減額後の課税標準額	-	-	679,050	-	-	679,050	
平成 20 年改正法附則第 10 条第 12 項による旧法附則第 15 条第 15 項	外資埠頭公社の特定用途港湾施設 (H18.4.1 ~ H20.3.31 取得分)	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	53,261	53,261	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	31,956	31,956	
合 計	計	評 価 額	2,832	651	475,755,655	1,078,207	545,131,469	1,021,968,814	
		減額後の課税標準額	2,601	338	320,624,362	753,760	374,222,822	695,603,883	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	45,865,063	-	-	-	45,865,063
		減額分に相当する課税標準額		-	-	1,205,464	-	-	-	1,205,464
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	1,518,872	-	44,913	-	-	-	1,563,785
			徴収猶予分に相当する課税標準額	449,143	-	5,898	-	-	-	455,041
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	2,838,889	1,953,846	-	-	-	-	4,792,735
			徴収猶予分に相当する課税標準額	511,082	351,748	-	-	-	-	862,830
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	41,373,423	23,302,048	91,035	-	-	6,794	64,773,300
			減額分に相当する課税標準額	9,279,080	3,909,763	24,499	-	-	1,552	13,214,894
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	652,445	-	-	-	-	652,445
			減額分に相当する課税標準額	-	115,990	-	-	-	-	115,990

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法 第 349 条 の 3 第 15 条	第9項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	60,130,384	15	1,352,470	61,482,869
			減額後の課税標準額	-	-	35,943,055	15	937,331	36,880,401
	第11項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額	-	-	5,518,373	-	-	5,518,373
			減額後の課税標準額	-	-	3,009,164	-	-	3,009,164
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額	-	-	-	-	336,997	336,997
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	220,313	220,313
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/6の額	-	-	1,385,628	-	-	1,385,628
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
	第27項	水資源開発機構	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
	第29項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
第32項	自動車安全運転センター	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
第33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貨埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.3.31まで取得分）	評価額の1/2の額	-	-	15,192,765	-	-	15,192,765
			減額後の課税標準額	-	-	10,634,933	-	-	10,634,933
			評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	21,930,704	-	-	21,930,704
			減額後の課税標準額	-	-	15,373,238	-	-	15,373,238
	第23項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
	第33項	成田国際空港	評価額の3/4の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
第38項	外貨埠頭公社の民営化会社に係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	175,646,537	-	-	-	175,646,537
			減額後の課税標準額	-	-	122,752,277	-	-	-	122,752,277
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	61,495	-	-	2,464,481	2,525,976	
		減額後の課税標準額	-	-	34,463	-	-	1,838,335	1,872,798	
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	6,341,197	-	-	86,672,740	93,013,937	
		減額後の課税標準額	-	-	4,108,648	-	-	58,484,632	62,593,280	
		評価額の3/10の額	-	-	4,501,666	-	-	27,984,999	32,486,665	
		減額後の課税標準額	-	-	2,941,100	-	-	20,631,794	23,572,894	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	17,095,552	-	-	-	17,095,552	
		減額後の課税標準額	-	-	11,966,886	-	-	-	11,966,886	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.41～H18.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
		評価額の1/5の額	-	-	1,131,750	-	-	-	1,131,750	
		減額後の課税標準額	-	-	679,050	-	-	-	679,050	
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H18.4.1～H20.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	計	評 価 額	-	-	308,936,051	-	15	118,811,687	427,747,753	
		減額後の課税標準額	-	-	207,718,571	-	15	82,112,405	289,830,991	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	8,401,338	-	-	-	8,401,338
		減額分に相当する課税標準額		-	-	226,190	-	-	-	226,190
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	44,913	-	-	-	44,913
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	5,898	-	-	-	5,898
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	20,559,987	3,141,917	32,614	-	6,794	23,741,312	
			減額分に相当する課税標準額	5,180,540	804,559	7,228	-	1,552	5,993,879	
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
法 第 349 条 の 3	第9項	日本放送協会	評 価 額 の 1/2 の 額		770	318	12,890,282	681	2,389,297	15,281,348
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		539	48	8,517,479	194	1,553,334	10,071,594
	第11項	登録有形文化財等の敷地	評 価 額 の 1/2 の 額		-	67	795,375	335	127,179	922,956
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	67	376,849	335	88,867	466,118
	第20項	特定地方交通線等	評 価 額 の 1/4 の 額		-	-	25,197	1,521	5,855,500	5,882,218
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	17,089	1,108	3,952,195	3,970,392
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評 価 額 の 1/3 の 額		-	-	11,484	-	-	11,484
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	8,039	-	-	8,039
			評 価 額 の 1/6 の 額		1,982	126	26,137	-	-	28,245
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		1,982	126	18,296	-	-	20,404
	第24項	関西国際空港	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	17,790,975	-	40,715,257	58,506,232
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	12,453,683	-	28,500,680	40,954,363
	第27項	水資源開発機構	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
	第29項	中部国際空港	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	3,456,389	-	12,707,128	16,163,517
減 額 後 の 課 税 標 準 額				-	-	2,419,472	-	8,894,989	11,314,461	
第32項	自動車安全運転センター	評 価 額 の 1/3 の 額		-	-	85,078	-	1,222,725	1,307,803	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	59,555	-	855,907	915,462	
第33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	471,070	-	-	471,070	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	319,335	-	-	319,335	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.3.31まで取得分）	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
			評 価 額 の 2/3 の 額		-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-
			評 価 額 の 3/5 の 額		-	-	92,385	-	-	92,385
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	53,891	-	-	53,891
	第23項	並行在来線	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	13,584	910	3,897,796	3,912,290
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	9,509	910	2,899,016	2,909,435
	第33項	成田国際空港	評 価 額 の 3/4 の 額		-	-	-	-	195,593,546	195,593,546
			減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	136,707,827	136,707,827
第38項	外貿埠頭公社の民営化会社に係る継承特例	評 価 額 の 1/2 の 額		-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	
		評 価 額 の 3/5 の 額		-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額		-	-	-	-	-	-	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	96,695,150	-	345,542	97,040,692
			減額後の課税標準額	-	-	65,284,299	-	226,287	65,510,586
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	35,286	-	-	35,286
			減額後の課税標準額	-	-	15,289	-	-	15,289
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	64,782	1,238	3,205,478	3,271,498	
		減額後の課税標準額	-	-	54,133	1,238	2,448,901	2,504,272	
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	1,725,744	1,036,559	48,977,852	51,740,155	
		減額後の課税標準額	-	-	1,106,430	717,918	33,658,829	35,483,177	
		評価額の3/10の額	-	-	3,439,600	81	57,231,467	60,671,148	
		減額後の課税標準額	-	-	2,036,672	81	34,711,286	36,748,039	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	78,342	-	-	78,342	
		減額後の課税標準額	-	-	54,839	-	-	54,839	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	79,232	2,737	40,829	122,798	
		減額後の課税標準額	-	-	54,406	1,660	22,112	78,178	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
合 計	計	評 価 額	2,752	511	137,776,092	1,044,062	372,309,596	511,133,013	
		減額後の課税標準額	2,521	241	92,859,265	723,444	254,520,230	348,105,701	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	37,463,725	-	-	-	37,463,725
		減額分に相当する課税標準額		-	-	979,274	-	-	-	979,274
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	1,518,872	-	-	-	-	-	1,518,872
			徴収猶予分に相当する課税標準額	449,143	-	-	-	-	-	449,143
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	2,838,889	1,953,846	-	-	-	-	4,792,735
			徴収猶予分に相当する課税標準額	511,082	351,748	-	-	-	-	862,830
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	20,813,436	20,160,131	58,421	-	-	-	41,031,988
			減額分に相当する課税標準額	4,098,540	3,105,204	17,271	-	-	-	7,221,015
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	652,445	-	-	-	-	652,445
			減額分に相当する課税標準額	-	115,990	-	-	-	-	115,990

8. 第 17 表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

(町 村 計) (単位：千円)

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法 第 349 条 の 3	第 9 項	日本放送協会	評価額の 1/2 の額	-	-	451,091	28	1,149,752	1,600,871
			減額後の課税標準額	-	-	297,768	28	800,226	1,098,022
	第 11 項	登録有形文化財等の敷地	評価額の 1/2 の額	-	-	82,897	-	-	82,897
			減額後の課税標準額	-	-	42,952	-	-	42,952
	第 20 項	特定地方交通線等	評価額の 1/4 の額	-	-	4,903	951	1,050,380	1,056,234
			減額後の課税標準額	-	-	2,972	951	727,981	731,904
	第 23 項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の 1/3 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の 1/6 の額	-	-	-	-	-	-
	第 24 項	関西国際空港	評価額の 1/2 の額	-	-	15,263,356	-	26,408,954	41,672,310
			減額後の課税標準額	-	-	10,683,870	-	18,486,267	29,170,137
	第 27 項	水資源開発機構	評価額の 1/2 の額	-	-	360	-	6,569	6,929
			減額後の課税標準額	-	-	222	-	1,549	1,771
	第 29 項	中部国際空港	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
第 32 項	自動車安全運転センター	評価額の 1/3 の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
第 33 項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	評価額の 1/2 の額	-	-	35,203	-	-	35,203	
		減額後の課税標準額	-	-	23,819	-	-	23,819	
法 附 則 第 15 条	第 9 項	外貨埠頭公社の特定用途港湾施設 (H10.3.31 まで取得分)	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の 2/3 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の 3/5 の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の 4/5 の額	-	-	-	-	-	-
減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-			
第 23 項	並行在来線	評価額の 1/2 の額	-	-	531,089	97	1,549,349	2,080,535	
		減額後の課税標準額	-	-	499,566	97	1,115,025	1,614,688	
第 33 項	成田国際空港	評価額の 3/4 の額	-	-	-	-	12,554,035	12,554,035	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	8,717,171	8,717,171	
第 38 項	外貨埠頭公社の民営化会社に係る継承特例	評価額の 1/2 の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の 3/5 の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計	
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	11,807,613	3,768	11,943	11,823,324	
			減額後の課税標準額	-	-	7,901,115	-	4,230	7,905,345	
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	1,939	1,939	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	1,338	1,338	
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	80	-	73,135	13,245	923,217	1,009,677		
		減額後の課税標準額	80	-	50,857	13,245	484,339	548,521		
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	188,450	15,783	1,746,580	1,950,813		
		減額後の課税標準額	-	-	121,565	15,723	1,245,109	1,382,397		
		評価額の3/10の額	-	140	560,383	258	8,552,687	9,113,468		
		減額後の課税標準額	-	97	390,421	257	5,974,002	6,364,777		
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	45,032	-	-	45,032		
		減額後の課税標準額	-	-	31,399	-	-	31,399		
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	1,520	1,520		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	994	994		
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.41～H18.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
		評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H18.4.1～H20.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	53,261	53,261		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	31,956	31,956		
合 計	計	評 価 額	80	140	29,043,512	34,130	54,010,186	83,088,048		
		減額後の課税標準額	80	97	20,046,526	30,301	37,590,187	57,667,191		

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(町 村 計) (単位: 千円)

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
			評 価 額							
法附則第 15条の8 第2項	新築貸家住宅敷地		評 価 額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 7 項	宅地化農地・ 徴収猶予		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 8 項	宅地化農地・ 徴収猶予		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
29 条 の 5	第16項 宅地化農地・減額		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
5	第17項 宅地化農地・減額		市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-